

第2問

輸入(納税)申告 (解答・P.389)

チェック欄		

別紙1の仕入書及び下記事項により、中国からスポーツ用品等を輸入する場合の輸入(納税)申告を輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄((a)~(e))に入力すべき品目の番号を、別冊の
実行関税率表(抜すい)を参照し、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄((f)~(j))に入力すべき申告価格(関税率
率法第4条から第4条の9まで(課税価格の計算方法)の規定により計算される課税価格に相当す
る価格)の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一であるものがある場合は、これを一欄にまとめる。
- 2 品目番号が異なるものであっても、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これら
を関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それらを一括して一欄にまとめる。
なお、この場合に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
(1)有税である品目については、一欄にまとめた品目のうち関税率が最も高いものの品目番号と
し、10桁目は「X」とする。
(2)無税である品目については、一欄にまとめた品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番
号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 品目番号((a)~(e))には、申告価格(上記1及び2によりまとめたものについては、その合
計額)が大きいものから順に入力するものとする。
- 4 課税価格の右欄((f)~(j))には、別紙1の仕入書に記載された価格に、下記6及び7の費用
が申告価格に算入すべきものである場合には、その額を加算した額(本邦通貨に換算した後の額)
を入力することとする。
なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 5 米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行
う。
- 6 輸入貨物に係る輸入取引に関連して、輸入者(買手)と輸出者(売手)のために、当該輸入貨物の
受注、発注、交渉等、当該輸入取引の成立のための業務を行うA社に対して、その業務の対価と
して輸入者(買手)及び輸出者(売手)の双方がそれぞれ仕入書価格の10%の手数料を支払う。
- 7 輸入者は、今回輸入する貨物の輸出港から本邦到着までの海上運賃及び保険料として
US\$3,520.00を本邦において支払う。
- 8 上記6及び7の費用を申告価格に算入する場合の申告価格への振り分けは、仕入書価格按分と
する。
- 9 別紙1の仕入書に記載された「Ski-boots」は、甲及び底をリベット締めにより固定したもので
ある。
- 10 申告年月日は、令和XX年9月26日とする。

① 4203.21-2101	② 4203.21-210X	③ 6401.10-0101	④ 6401.92-0103
⑤ 6402.12-0104	⑥ 6403.12-0905	⑦ 6403.19-0905	⑧ 9504.90-0204
⑨ 9504.90-020X	⑩ 9506.11-0003	⑪ 9506.32-0003	⑫ 9506.32-000X
⑬ 9506.51-0101	⑭ 9506.61-0002	⑮ 9506.70-0000	